

湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会に関する規則をここに公布する。

令和7年9月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター規則第3号

湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（令和7年湖北広域行政事務センター条例第1号）第12条及び湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和54年湖北広域行政事務センター条例第2号）第13条の規定に基づく、湖北広域行政事務センターエコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、審議するものとする。

- (1) エコパーク湖北及びこもれび苑の管理及び運営に関すること。
- (2) エコパーク湖北及びこもれび苑に係る公害の防止及び環境の保全に関すること。
- (3) その他エコパーク湖北及びこもれび苑の管理運営に関し必要なこと。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、自ら調査、審議して管理者に建議することができるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 地域住民代表者
- (2) 湖北広域行政事務センター議会議員
- (3) 設置市の担当部長
- (4) 学識経験者
- (5) 各種団体の代表者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第5条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、管理者が委嘱する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、委員の半数以上から審議事項等を示し、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

5 会議の運営その他必要な事項は、委員長が会議にはかり定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、所掌事務について説明又は報告をさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、業務課及び施設整備課 において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項に定める任期にかかわらず、令和7年10月1日に委嘱された委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

2 湖北広域行政事務センター火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年湖北広域行政事務センター規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第6号中「斎苑管理運営委員会」を「エコパーク湖北及びこもれび苑管理運営委員会」に改める。

(湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則の廃止)

3 湖北広域行政事務センター斎苑管理運営委員会に関する規則（昭和54年湖北広域行政事務センター規則第8号）は、令和7年9月30日をもって廃止する。